

軽四輪貨物自動車仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
(担当：田村、河北 電話：075-222-3952)

総則

- (1) 本契約は車台、改造部分の一括契約とする。
- (2) 契約希望者は、仕様書内容を十分に確認、理解すること。契約後の異議申立ては認めない。
- (3) 車両の製作に当たっては、本市の収集、整備作業が容易、簡便、確実、安全に行えるものとする。
- (4) 令和8年9月1日現在で、道路運送車両法他関係法令の保安基準に適合したものであること。
- (5) 令和8年9月1日現在で、京都市公用車購入等に係る車種選定要綱にかかる指定車種であること。

第1条 この仕様書は、次に示す車種に適用する。

- (1) 車種及び台数

合計14台。車種及び台数内訳は以下のとおり。

車種	合計台数
軽四輪貨物自動車 4WD CVT トラック型 ダイハツ工業(株) 3BD-S510P (ハイルーフ)	14台
台数内訳 (オプション選択別の台数)	
バックオプション「視界補助パック」を装着する車両	4台
バックオプション「視界補助パック」と「省力パック」を装着する車両	10台

新規登録車に限る。長期在庫車は認めない。

- (2) 年式
令和7年又は令和8年
- (3) エンジン諸元
 - ア 型式
3気筒 ガソリン車
 - イ 排気量
660ccクラス
- (4) 最大積載量
350kg以上
- (5) 最小回転半径
3.6m以下
- (6) 床面地上高
660mm以下

- (7) 荷台板厚
 - 2. 3mm以上
- (8) その他
 - ア 右ハンドル
 - イ パワーステアリング
 - ウ パワーウインドウ（オプション「省力パック」装着車のみ）
 - エ キーフリーシステム（オプション「省力パック」装着車のみ）
 - オ パワードアロック（オプション「省力パック」装着車のみ）
 - カ 三方開き
 - キ 室内ドアハンドルは厚手のビニール手袋をはめたまま容易に操作ができること。
 - ク シートはビニール製、又はビニールカバーで全覆すること。
 - ケ タイヤは12インチラジアルタイヤとする。
 - コ 運転席及び助手席にエアバッグの取り付け。
 - サ インstrumentパネルは、広報装置とデジタルタコグラフが収納できるものとする。

第2条 改造部分は、次のとおりとする（別紙参照）。

- (1) 荷台内側に、屋根及び側面を覆うための幌用鉄骨を組み立てること。
 - 鉄骨の高さは検査基準に適合する範囲とし、具体的な高さは本市が別途指示する。
 - 鉄骨の幅、長さは車台に合わせる。
 - 側面、後面の幌はカーテン状に開閉できるような構造とすること（幌の取付け部分は、ビス止めとする）。
 - ネジシャックル8mm（数は幌の加工に合わせる）
 - 側面の幌の一辺を前方鉄骨に固定
- (2) 後部窓ガラスに保護棒の取付け（左右2本、上下6本）。
- (3) 左右及び後部煽りにフック取付け。
- (4) 幌に金輪、鳩目、ゴムひもの取付け。

第3条 塗装

- (1) 指定色3色（日本ペイント㈱の京都市環境政策局指定色）で全塗装すること。
- (2) 車台両側に 京都市環境政策局 と白色で記入すること。
 - 文字の大きさは1文字10cm角
 - 位置は両側荷台扉の荷台扉前端より15cmほど後方
- (3) 車台後方に、下表に示す文字を黒色で記入すること。詳細な位置については別途指示する。

文字の大きさは1文字5cm角

文字	台数（台）	文字	台数（台）
東部	2	山科	2
南部	2	西部	2
西京	2	伏見	2
生環	2		

※ 台数の内訳は変更の可能性あり。

第4条 契約業者は、次の付属品工具等を揃えて納車すること。

- (1) バイザー左右取付け。
- (2) カーエアコン、カーラジオ（各純正）取付け。
- (3) 音声によるバックホーン取付け。
- (4) E L Rシートベルト取付け（運転席、助手席）。
- (5) ダッシュボード（ハンドル右側の位置）にハザードランプのスイッチを増設。
- (6) 荷物台用幌3枚（取り付け分、幌の素材はユニチカライティールOD色、又は同等品以上）。納車時の取付け等については、別途指示。
- (7) 荷物台用ネット2枚（幌用後部鉄骨枠の大きさから縦、横ともに10cm程度大きなもの）1枚を取付用、1枚を予備用とし、納車時の取付け等については、別途指示。
- (8) スタッドレスタイヤ ホイール付4本。
- (9) 車輪止め2個。
- (10) 消火器（自動車用ABC粉末検定品）取付け、発煙筒1本、三角停止板1個。
- (11) ヘッドレスト（運転席、助手席）取付け。
- (12) ゴム製フロアマット2枚。
- (13) 自動車用標準工具一式（工具入、ジャッキ含む）。
- (14) チリ取り入れ、箒入れの取付け（助手席側車両荷台下部にボルト付け）。
- (15) 広報用装置の取付け（マイク、拡声器、車載用MP3プレーヤー付PAアンプ（SDカード対応）。拡声器は中央に取付けること。また、SDカード（2GB）は契約業者が14個用意するとともに、SDカードに本市で使用しているカセットテープの音源を録音し、提供すること）。
- (16) 前後を録画できるドライブレコーダーの取付け（CS-31F（セルスター工業株式会社製）又は同等品以上で、視界補助パックのスマートインナーミラー用カメラを後方カメラとして利用できるもの）。ルームミラー裏フロントガラス等に取り付け、詳細な位置は別途指示する。配線については運転に支障が出ないよう配慮すること。使用するSDカードの容量は64GB以上のものとする。

第5条 納車時の点検整備等

- (1) 納車時には、十分な点検整備を行っておくこと。
- (2) 納車時には、燃料タンクは満量とすること。

第6条 納車場所及び納車期限

- (1) 納車場所は、環境政策局生活環境美化センターとする。
- (2) 納車期限は、令和9年3月31日までとする（詳細な納品日時については別途協議）。
- (3) 車台回送費等に要する費用は、契約業者の負担とする。

第7条 保証及び責任確立

- (1) 納車後1年以内に故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合、無償で交換、修理、改造を行うこと。
- (2) 製作上の欠陥による場合は、1年以内に限らず使用期間中保証すること。
- (3) 整備上の所要部品は納入後10年以上確保すること。

第8条 契約成立後、契約者は直ちに環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課に連絡し、納入時期、改造部分、塗装等に関する事項の確認を行うこと。

本仕様書に定めのない細部事項、又は疑義が生じた場合は、京都市と協議を行い、その指示に従うこと。

第9条 検査及び登録

- (1) 契約者は、京都市が行う完成検査を受けなければならない。また、京都市が中間検査を行うことがある。
- (2) 検査の実施場所は、中間検査を契約業者製作工場とし、完成検査を京都市指定の場所とする。
- (3) 自動車新規登録等納入に関する諸手続き及びそれに係る諸経費の負担については、契約業者が行うものとする。

第10条 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税並びにリサイクル料については、京都市が負担する。

第11条 契約業者は、車両納入前後に次の書類、図面等を京都市に提出すること。

- (1) 車台全体図（1／20） 3部
- (2) 車検証及び自賠責証書写し 3部
- (3) 取扱説明書、部品カタログ 1部

部品カタログ等が電子情報となっている場合は、情報メディア（CD-ROM）を2セット用意すること。ただし、(3)に該当する資料がない場合は提出を求めない。

- (4) 写真（前後、左右、サービス判カラー） 1組
- (5) その他、京都市が必要とする書類又は図面

幌用鉄骨イメージ図

寸法単位は mm

